

JAB MS200:2017 第 22 版 D3 へのパブリックコメント及び処置

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○: 採用、△: 修正等、×: 不採用)
1	今本 郷司  一般財団法人 日本海事協会  認証サービス事業 部長	17	全体	Q	<p>1. 条項 17 (及び附則) の意味するところは、適用日 (2017 年 4 月 1 日) 後の最初の認定審査までに全ての認証文書の移行が完了しなければならないということでしょうか。</p> <p>2. IAF Resolution の「再認証時に認証文書の移行を行う(2019年11月6日より以前に)」に沿った対応を許容する文章としていただけませんか。</p>		<p>×</p> <p>附則は、JAB MS200 第 22 版の適用日について記載しております。IAF Resolution 2016-17 の適用については、下記 URL をご参照ください。</p> <p><a href="http://www.iaf.nu/upFiles/NewDelhiGAResolutionsFinal.pdf">http://www.iaf.nu/upFiles/NewDelhiGAResolutionsFinal.pdf</a></p>
2	BSK 伴野	4.11	1	Q	<p>認定審査の費用の根拠となる工数について、認証審査における、MD5 や 9104-1 表 2 のような工数要求がないのはありえないことだと思います。</p> <p>「本協会は、機関からの要請に応じて認定審査 (現地審査) の標準工数を文書にて提示する。」ということは、標準審査工数が存在するという事ですから、それを公表しない理由が判りません。</p> <p>標準審査工数を認証機関によって恣意的に設定するという意味でしょうか。</p>	<p>4.11 審査工数</p> <p>本協会は、認定審査 (現地審査) の標準工数を付表 3 に示す。</p>	<p>×</p> <p>コメントをいただき、ありがとうございます。審査工数について、本協会の認定プログラム全ての標準工数(JAB MS200 付表 3 に相当するもの)を記載した文書を新たに設け、要請があれば提供いたします。工数設定の透明性は引き続き確保いたします。</p>

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。